

## 福祉のまちづくりに関する研究

○矢田望斗\* 中島喜代子\*\*

(\*三重大・院, \*\*三重大)

**目的** 現在45都道府県が福祉のまちづくり条例を制定し、福祉のまちづくりが全国行き渡っているように見える。しかし、各都道府県の福祉のまちづくり条例、福祉のまちづくりの中身や実態はまだ不十分であり、多くの問題を抱えている。そこで本研究では、福祉のまちづくり条例を分析すると共に福祉のまちづくりの実態を調査し、福祉のまちづくり条例、福祉のまちづくりの不十分な点、問題点や改善点を検討し、福祉のまちづくりの発展に役立てることを目的としている。本報では、都道府県における福祉のまちづくりの実態と福祉のまちづくり担当者の意識について、各地域段階レベルにおける差異を検討した結果について報告する。

**方法** 都道府県における福祉のまちづくり条例の実態は、45都道府県の福祉のまちづくり条例を収集し、内容分析をした。また、福祉のまちづくり実施の実態、および担当職員の意識は、都道府県および特定行政庁の担当部署の責任者を対象に調査を行い、調査結果に基づいて分析した。分析には、調査対象を<都道府県>と<政令指定都市>の2分類、また、特定行政庁をさらに4分類に分けて<都道府県><政令指定都市><特定行政庁(一般)><特定行政庁(限定)><特別区>の5分類の地域段階レベル分けて、分析・検討をした。

**結果** ①福祉のまちづくりの担当者は少なく、十分な調査・検査が行われていない。また、複数の課が担当しているため、横のつながりが重要となってくる。②推進協議会の構成委員は利用する側の割合が少なく、利用者の意見が反映されにくい状況である。③適合証の交付件数は年々増加傾向にあり、事業者・設計者の認識が高まってきているといえる。④福祉のまちづくりの担当者は、事業者や県民の認識が低いことを問題としている。